

東京大学大学院経済学研究科・経済学部 地方公共団体金融機構 寄付講座

第15回フォーラム

「第三セクター等改革と資金調達手法の模索 — 改革推進債とレベニュー信託」

茨城県エコフロンティアかさま レベニュー信託について

茨城県総務部次長 鈴木 哲也

平成24年11月27日

1. 茨城県の概況



総人口 2,970千人（全国第11位）

総面積 6,096km²（全国第24位）

可住地面積 3,982km²（全国第4位）

耕地面積割合 28.6%（全国第1位）

県内総生産(名目) 10兆3,124億円（全国第12位）

県民所得(1人あたり) 2,653千円（全国第16位）※ 昭和30年代は30位前後

製造品出荷額等 10兆8,458億円（全国第8位）

農業産出額 4,306億円（全国第2位）

海面漁獲量 183,918t（全国第6位）

※ 鹿島臨海工業地帯整備（全総・工業整備特別地域） 昭和37年～

※ 筑波研究学園都市建設（筑波研究学園都市建設法） 昭和44年～

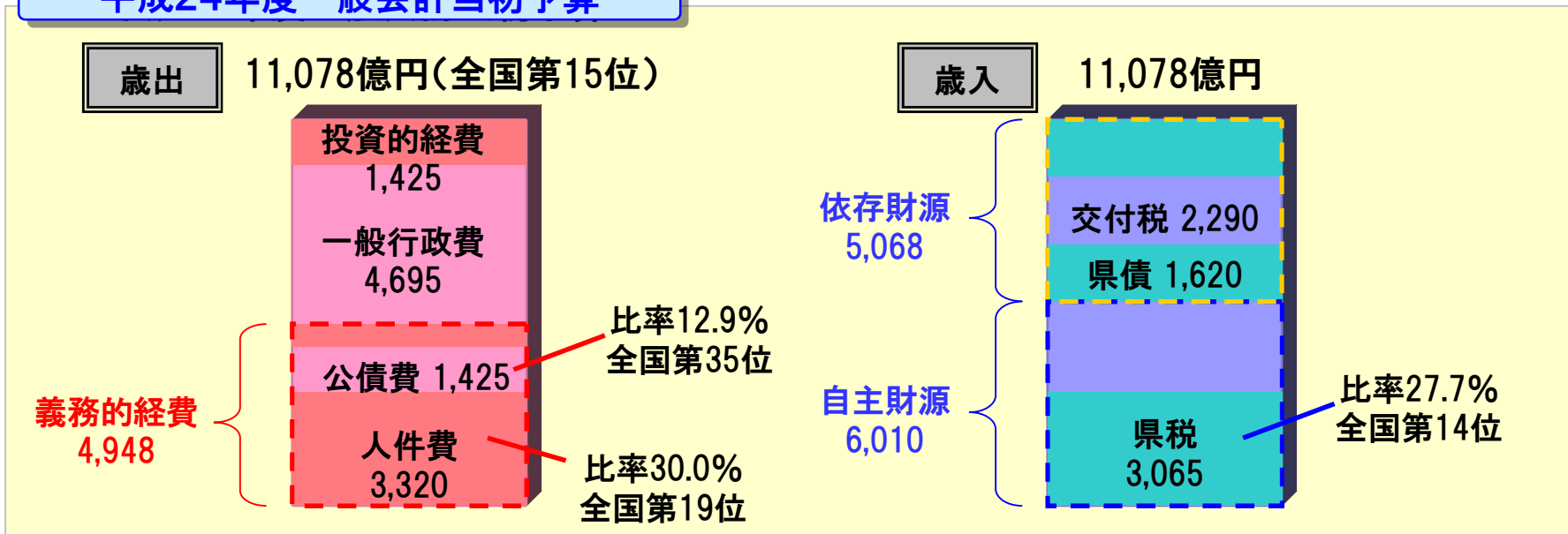
※ 地域ブランド力調査2012 魅力度:46位（2009～2011＝3年連続 47位）



2. 茨城県の財政状況 ①

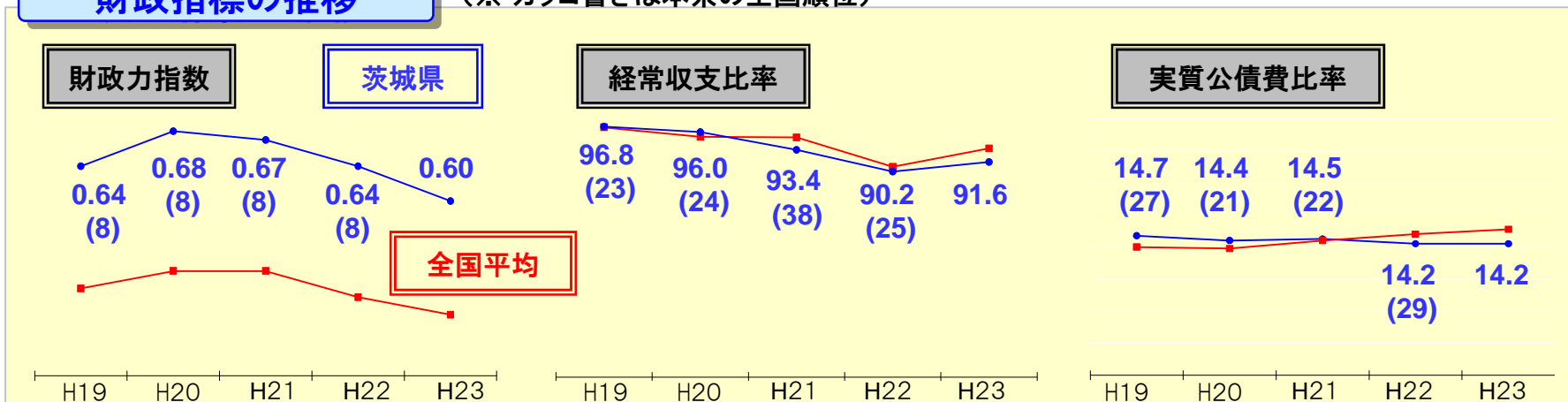


平成24年度一般会計当初予算



財政指標の推移

(※ カッコ書きは本県の全国順位)



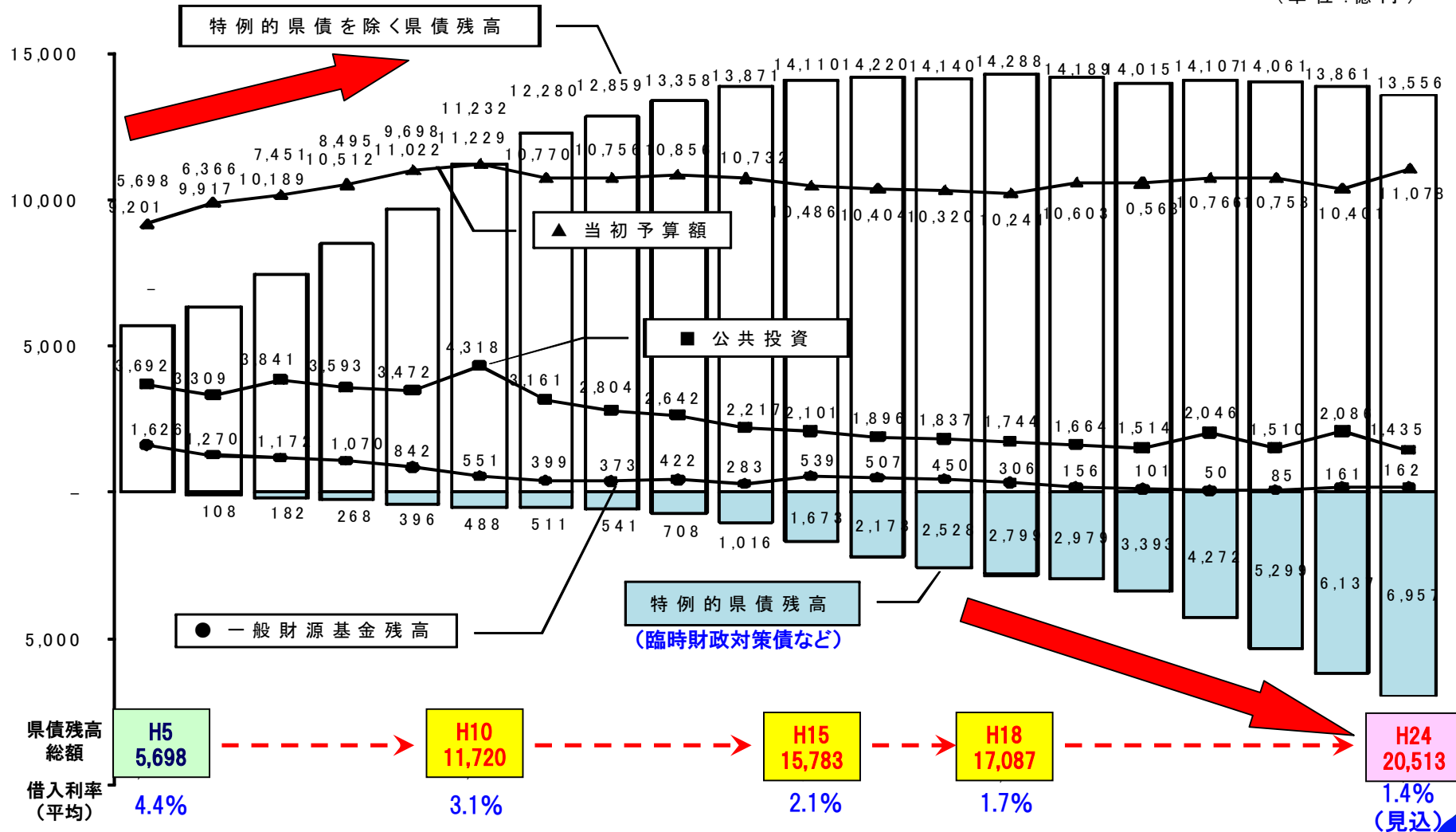
2. 茨城県の財政状況 ②



県債残高の推移

経済対策により急増、その後臨時財政対策債等によりさらに急増

(単位：億円)



2. 茨城県の財政状況 ③



健全化判断比率の推移

	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算	全国平均	本県順位
実質赤字比率	全会計とも黒字					—	—
早期健全化基準	(3.75)						
財政再生基準	(5.00)						
連結実質赤字比率	全会計とも黒字又は資金不足なし					—	—
早期健全化基準	(8.75)						
財政再生基準	(25.00)						
実質公債費比率	14.7	14.4	14.5	14.2	14.2	15.1	32
早期健全化基準	(25.0)						
財政再生基準	(35.0)						
将来負担比率	289.9	288.7	295.9	280.3	276.2	214.8	4
早期健全化基準	(400.0)						
財政再生基準	—						

※ 全国平均・順位は速報値
(単純平均)

※ 順位は財政分析指標上
好ましくない方からの
全国順位

【将来負担比率の内容】

	H23決算	H22決算
将来負担すべき実質的負債；①－②	14,597	14,940
① 将来負担額	27,389	26,568
・一般会計等地方債現在高(実残高)	20,721 (75.7%)	20,074 (75.6%)
・退職手当支給予定額	3,591 (13.1%)	3,618 (13.6%)
・債務負担行為に基づく支出予定額	970 (3.5%)	774 (2.9%)
・公営企業債に充てる一般会計等からの繰入見込額	2,018 (7.4%)	1,978 (7.4%)
・設立法人の負債額等負担見込額	88 (0.3%)	124 (0.5%)
② 充当可能財源等	12,792	11,628
・将来負担額に充当可能な基金	689	523
・充当可能特定財源見込額	1,556	1,152
・地方債現在高にかかる交付税措置見込額	10,546	9,953
分母	5,285	5,328
標準的な財政規模；③－④	6,049	6,074
③ 標準財政規模	764	746
④ 当該年度公債費等交付税措置見込額		

うち保有土地に係る将来負担

約1,320億円
(H23決算)

約1,650億円
(H22決算)

	H23決算	H22決算
将来負担すべき実質的負債(将来負担額－充当可能財源)	14,597 (276.2)	14,940 (280.3)
・一般会計等地方債現在高(実残高)－充当可能財源	9,213 (174.3)	9,278 (174.1)
・退職手当支給予定額	3,591 (68.0)	3,618 (67.9)
・債務負担行為に基づく支出予定額	309 (5.8)	572 (10.7)
・公営企業債に充てる一般会計等からの繰入見込額	1,396 (26.4)	1,347 (25.3)
・設立法人の負債額等負担見込額	88 (1.7)	124 (2.3)

3. レベニュー信託導入の背景①



20年間で保有土地に係る将来負担見込額を計画的に解消

	H21	H22	H23	H24~26	H27~31	H32~36	H37~41
対策額	241億円	253億円	353億円	100億円程度/年 (H24: 104億円)	同左	同左	10~100億円程度/年
それぞれの期末の実質的な将来負担見込残高	1,890億円程度	1,650億円程度	1,320億円程度	1,100億円程度 (H26末)	600億円程度 (H31末)	200億円程度 (H36末)	一億円程度 (H41末)

【主な事業の対策内容】 表側()書きは実質的な将来負担額

	H18~21	H22	H23	H24~26	H27~31	H32~36	H37~41
1. 住宅供給公社 (H23末: 355億円)	経営支援補助金(H18債務超過対策) <46億円/年> ●低価法評価損及び分譲等損失に対する支援<9億円/年>	住宅供給公社の解散に伴う三セク改革推進債の活用(発行額: 381億円) →元利償還金の返済 <25~28億円/年>					
2. 土地開発公社 (H23末: 24億円)	経営支援補助金(H18債務超過対策) <9.7億円/年>	H21保有土地評価損 {37億円}の処理					
3. 桜の郷整備事業 (H23末: 26億円)	●桜の郷委託料精算(住公) <23億円>	借入金の計画的な償還 <8.6億円/年>					
4. 開発公社 (H23末: 65億円)	経営支援補助金(~H30) ※低価法導入による損失等を県補助金で支援<13~17億円/年> ●未造成工業団地の事業承継<7億円>	未造成工業団地の買取 <6~16億円/年>					
5. 公共工業団地 (H23末: 100億円)	借入金に対する現年度利子分を一般会計で負担 (H21: 15億円, H22: 12億円, H23: 10億円, H24~41: 65億円) <1~10億円/年>						
	借入金の計画的な償還 <12~15億円/年> (H22最終: 120億円追加, H23最終: 250億円追加)						
6. TX沿線開発 (H23末: 433億円)	●県債管理基金の活用 <100億円>(最終)	借入金に対する現年度利子分を一般会計で負担(H22: 19億円, H23: 17億円, H24~41: 208億円) <1~18億円/年>					
	上下水道等の関連公共施設整備に係る負担金を一般会計で負担(H22: 6億円, H23: 11億円, H24~39: 167億円) <4~17億円/年>						
7. 港湾(臨海土地造成) (H23末: 250億円)	借入金の計画的な償還 (H31~38: 255億円) <30億円/年>						
8. 阿見吉原地区 (H23末: 62億円)	上下水道等の関連公共施設整備に係る負担金を一般会計で負担(H22: 1億円, H23~36: 38億円) <1~9億円/年>						
	借入金の計画的な償還 (H31~36: 21億円) <3.5億円/年>						

3. レベニュー信託導入の背景 ②



茨城県における第三セクター等の借入金の状況

(単位: 億円)

H22.3.31
現在

区分	法人数	茨城県からの借入金	茨城県以外からの借入金	うち債務保証・損失補償
公益法人	5	63	1,374	1,374
会社法法人	6	112	33	0
地方 三公社	土地開発公社	1	214	169
	道路公社	1		71
	住宅供給公社	1	10	532
	(小計)	3	224	772
地方独立行政法人	-			
総計	14	399	2,179	2,040

県以外からの借入金に占める、債務保証・損失補償の割合

100.0%

<課題>

地方三公社及び公益法人の県以外(銀行等)からの借入金について、**ほぼ全額**を債務保証・損失補償。

H23.3.31
現在

公益法人	4	110	1,156	1,153
会社法法人	6	108	29	0
地方 三公社	土地開発公社	1	147	133
	道路公社	1		49
	住宅供給公社	-		
	(小計)	2	147	182
地方独立行政法人	-			
総計	12	365	1,367	1,335

99.7%

100.0%

住宅供給公社解散
(H22.10.8)

H24.3.31
現在

公益法人	4	107	842	758
会社法法人	6	100	29	0
地方 三公社	土地開発公社	1	137	104
	道路公社	1	4	46
	住宅供給公社	-		
	(小計)	2	141	150
地方独立行政法人	-			
総計	12	348	1,021	904

90.0%

97.3%

レベニュー信託導入
(H23.6.29)

3. レベニュー信託導入の背景 ③



全国における第三セクター等の借入金の状況

(注)「第三セクター等の状況に関する調査」(総務省)より

【地方公共団体以外からの借入金と損失補償・債務保証の状況】

H22.3.31
現在

区分	地方公共団体以外からの借入金		損失補償・債務保証付債務	
	法人数	残高(億円)	法人数	残高(億円)
第三セクター	1,600	45,204	438	17,818
社団法人・財団法人	557	17,725	256	14,368
会社法法人	1,043	27,479	182	3,450
地方三公社	745	59,591	709	51,597
地方独立行政法人	3	39	0	0
総計	2,348	104,834	1,147	69,415

地方公共団体からの
借入金に占める
損失補償・債務保証付
債務の割合

81.1%

86.6%

H23.3.31
現在

第三セクター	1,483	40,351	409	16,195
社団法人・財団法人	493	16,215	239	13,169
会社法法人	990	24,136	170	3,026
地方三公社	688	53,807	653	46,475
地方独立行政法人	5	94	0	0
総計	2,176	94,252	1,062	62,670

81.2%

86.4%

3. レベニュー信託導入の背景 ④



茨城県住宅供給公社の解散

H17決算から減損会計を導入。
 保有土地：319ha 債務超過：461億円

H18年9月以降、単年度貸付金と毎年46億円の県補助金により支援を実施。(10年間)

- H18の支援開始後
- ・ H20決算からの低価法導入などにより、さらに110億円の損失拡大。
 - ・ 分譲実績 63ha (計画:182ha)
 - ・ 地価下落 年平均で▲4%

H21年3月 地方財政法の一部改正により「三セク債」創設

H22年10月 破産による解散 → 三セク債活用

【解散に伴う県負担見込額(H22.4.1)】 (単位:億円)

公社借入金		借入額
県損失補償 有	民間金融機関	113
県貸付金	短期	268
	長期	10
小 計		391
県損失補償 無	住宅金融支援機構	106
合 計		497

三セク債対象額
381億円

三セク債の発行に際しては、償還期間については長短、利率設定については固定・変動を組み合わせ、償還期間15年間にわたる金利負担の抑制を図る。

償還年数	金額(億円)	固定・変動の別
15年	150	変動
	50	固定
10年	50	変動
5年	131	固定
合計	381	

4. エコフロンティアかさまの課題 ①



エコフロンティアかさま(茨城県笠間市) 施設概要

(財)茨城県環境保全事業団が設置する廃棄物処理施設 (H17.8.1開業)

- ◆ 管理型埋立処分場 埋立面積:97.7千㎡
埋立容量:2,400千㎡
- ◆ 溶融処理施設 処理能力:145t/日(72.5t/日×2炉)



当初資金計画

◆ 事業費総額 24,657百万円

うち長期借入金 18,200百万円
(日本政策投資銀行・民間金融機関)

➡ 全額を県が損失補償

償還計画
(10年間)

年度	平成18年度	平成19~26年度	平成27年度
売上額	46.5億円	46.5億円	28.9億円
償還額	10.2億円	20.3億円/年度	9.3億円

4. エコフロンティアかさまの課題 ②



資金計画見直しの必要性

売上げが当初見込みより低迷

➡ 緊急避難的に、県の単年度貸付(※)を行うも、抜本的な資金計画見直しの必要。

※ 県の単年度貸付：収支不足分を、年度当初(4月1日)に貸し付け、年度末(3月31日)に償還。
3月31日から4月1日の間は、民間金融機関から借入れ。

(単位:億円)

年度	売上高 (収入)	費用 (支出)	借入金 償還額	収支不足 ≡ 県の単年度貸付
平成17年度	7.1	16.5		11.0
平成18年度	23.0	16.2	10.2	15.0
平成19年度	27.7	15.7	20.3	25.0
平成20年度	25.2	16.9	20.3	25.0
平成21年度	26.0	15.3	20.3	34.0
平成22年度	30.4	17.4	20.3	55.0

長期貸付金に
変更
45.5億円
(H23.3.31)

県の単年度貸付は増加し続け、平成27年度には113億円を超える見込みとなった。

➡ 一方、中長期的には売上げは安定的に確保できる見通しが立てられる。

4. エコフロンティアかさまの課題 ③



資金計画見直しの課題

損失補償をめぐる厳しい司法判断 → 損失補償に頼らない資金調達が必要

かわさき港コンテナターミナル事件（横浜地裁:H18.11.15）

安曇野菜園事件（東京高裁:H22.8.30）

◆ 損失補償契約のなかでも、その契約の内容が、主債務者に対する執行不能等、現実に回収が望めないことを要件とすることなく、一定期間の履行遅滞が発生したときには損失が発生したとして責任を負うという内容の場合には、財政援助制限法第3条が類推適用され、その規制が及ぶと解するのが相当である。

➡ 3民間金融機関との損失補償契約については、同条違反で無効である。

◆ 財政援助制限法第3条は、単なる手続規定ないし訓示規定ではなく、地方公共団体の外部行為を規制した効力規定である。

➡ 同条に違反して締結された損失補償契約は原則として私法上も無効と解するほかない。

【参考1】 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(財政援助制限法)(S21年法律第24号)

第3条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣(地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣)の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

【参考2】 法人に対する地方公共団体の損失補償(行政実例)(S29.5.12行政課長回答)

問 ○○が保証する○○融資について地方公共団体が損失補償することは、S21法律第24号第3条に抵触するか。

答 損失補償については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条の規制するところではないものと解する。

4. エコフロンティアかさまの課題 ④



安曇野菜園事件（最高裁 H23.10.27）

◆ 関係する第三セクターが精算手続きに移行し、損失補償に係る債務が全額弁済されたことから、公金の支出の差し止めを求める訴えは不適法。

➡ 高裁判決中の被上告人(原告)の請求を容認した部分を破棄。

◆ 付言

地方公共団体が法人の事業に関して当該法人の債権者との間で締結した損失補償契約について、財政援助制限法第3条の規定の類推適用によって直ちに違法、無効となる場合があると解することは、

- ・ 公法上の規制法規として当該規定の性質
- ・ 地方自治法等における保証と損失補償の法文上の区別を踏まえた当該規定の文言の文理
- ・ 保証と損失補償を各別に規律の対象とする財政援助制限法及び地方財政法など関係法律の立法又は改正の経緯
- ・ 地方自治の本旨に沿った議会による公益性の審査の意義及び性格
- ・ 同条ただし書所定の総務大臣の指定の要否を含む当該規定の適用範囲の明確性の要請

等に照らすと、相当ではないというべきである。

上記損失補償契約の適法性及び有効性は、地方自治法232条の2(寄附又は補助)の規定の趣旨等に鑑み、当該契約の締結に係る公益上の必要性に関する当該地方公共団体の執行機関の判断にその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったか否かによって決せられるべきものと解するのが相当である。

(注) 地方自治法第232条の2

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

4. エコフロンティアかさまの課題 ⑤



第三セクターの抜本的改革等に関する指針 (H21.6.23 総務省通知)

- ◆ 既存の損失補償債務で他の方策による公的支援に移行することが困難であり、かつ当該債務の借換えに際し、損失補償の更新が不可欠と認められるときなど特別な理由があるとき以外は、第三セクター等の資金調達に関する損失補償は行うべきではなく、他の手段による手法を検討すべき
- ◆ 第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に実施する方法による支援は、安定的な財政運営及び経営の確保という観点からは、本来長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきものであり、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、早期に見直すべきである。

4. エコフロンティアかさまの課題 ⑥



地方公共団体及び第三セクター等の資金調達について

区 分		債券発行等	備 考	
地方公共団体	普通会計	一般会計債ほか		
	企業会計	公営企業債	水道、工業用水道、交通、電気、ガス、港湾、病院、介護サービス、地域開発、下水道、観光その他	
第三セクター等	地方独立行政法人	短期借入(法41-1) ※ 長期借入、債券発行不可	①試験研究 ②大学 ③公営企業 ④社会福祉事業 ⑤公共施設設置管理	
	地方三公社	土地開発公社	債券発行(法18-2) 債務保証(法25)	公有地の拡大の推進に関する法律
		道路公社	債券発行(法27の2) 債務保証(法28)	地方道路公社法
		住宅供給公社	債券発行(法33の2)	地方住宅供給公社法
	公益法人	財団法人・社団法人		
		社会医療法人	社会医療法人債(法54の2)	医療法(H18一部改正)
		医療法人	医療機関債(※)	※ 医療機関債発行のガイドライン … 証拠証券(有価証券ではない)
		学校法人	学校債(※)	※ 有価証券 … 金融商品取引法施行令1 ※ みなし有価証券…同法施行令1の3の4
		その他(社会福祉法人など)		
	会社法法人	社債(会社法)		

5. レベニュー信託 ①



レベニュー信託の基本的考え方

- ・ エコフロンティアかさまの廃棄物処理事業は、長期的には堅実かつ安定的。
- ・ これまでの県による全面的な信用補完(損失補償)に頼らない独自の資金調達の実施。



- ・ 将来にわたり取得する委託料支払請求権等(売上)※を信託。
- ・ そのうち優先受益権を譲渡し、資金を調達。

※ 廃棄物処理委託料、金属くず・電力等売買代金



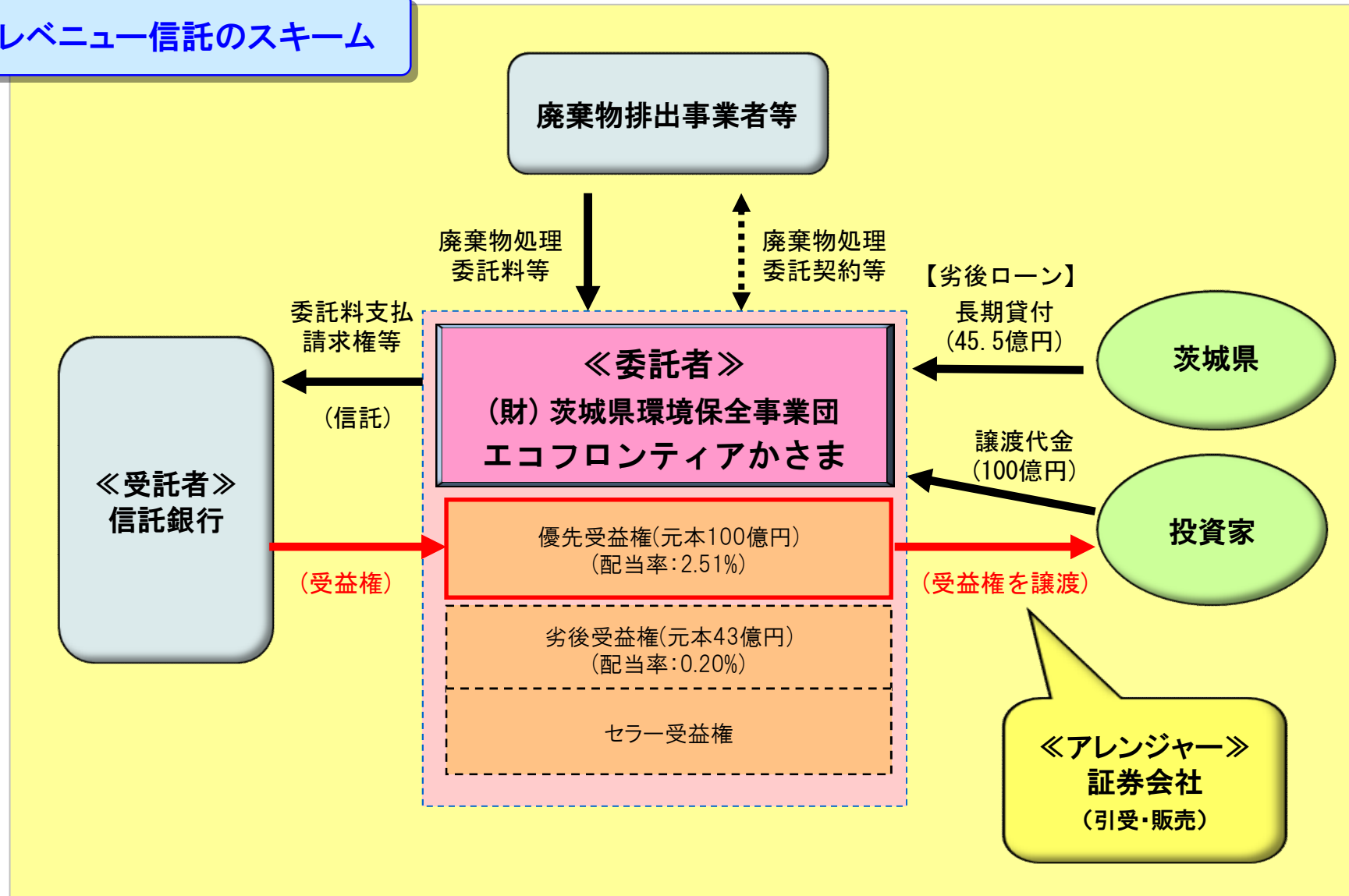
- ◆ 優先受益権の格付 : A1※ (ムーディーズ・ジャパン株式会社)
- ◆ 調達額 : 100億円
- ◆ 償還期間 : 24年(予定)
- ◆ 予定配当率(調達金利) : 2.51%(固定)
- ◆ 受託者 : 新生信託銀行株式会社
- ◆ アレンジャー : ゴールドマン・サックス証券株式会社

※ H23.8.25 A2に見直し (日本国債の格付け(Aa2→Aa3)見直しに伴うもの)

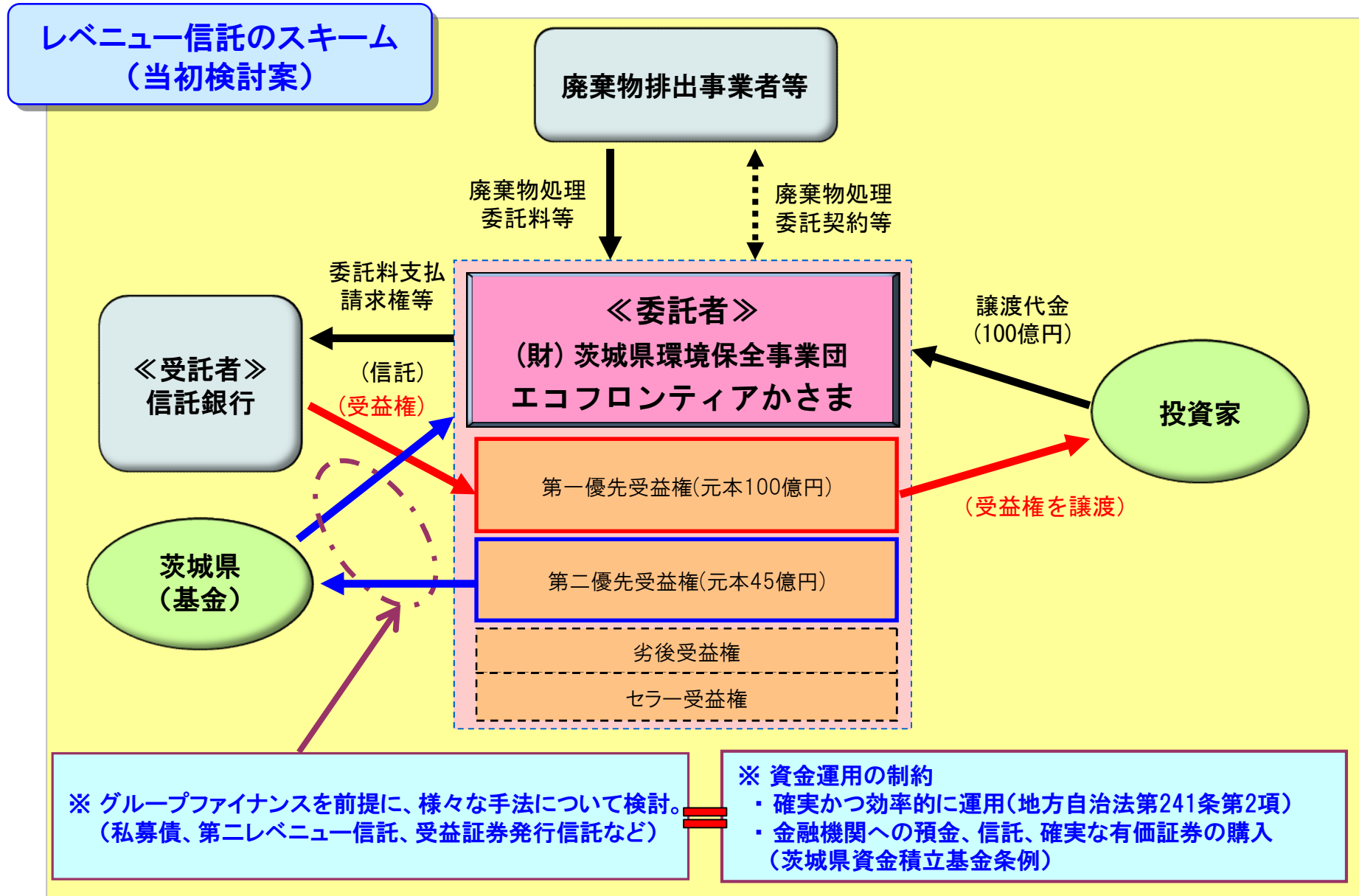
5. レベニュー信託 ②



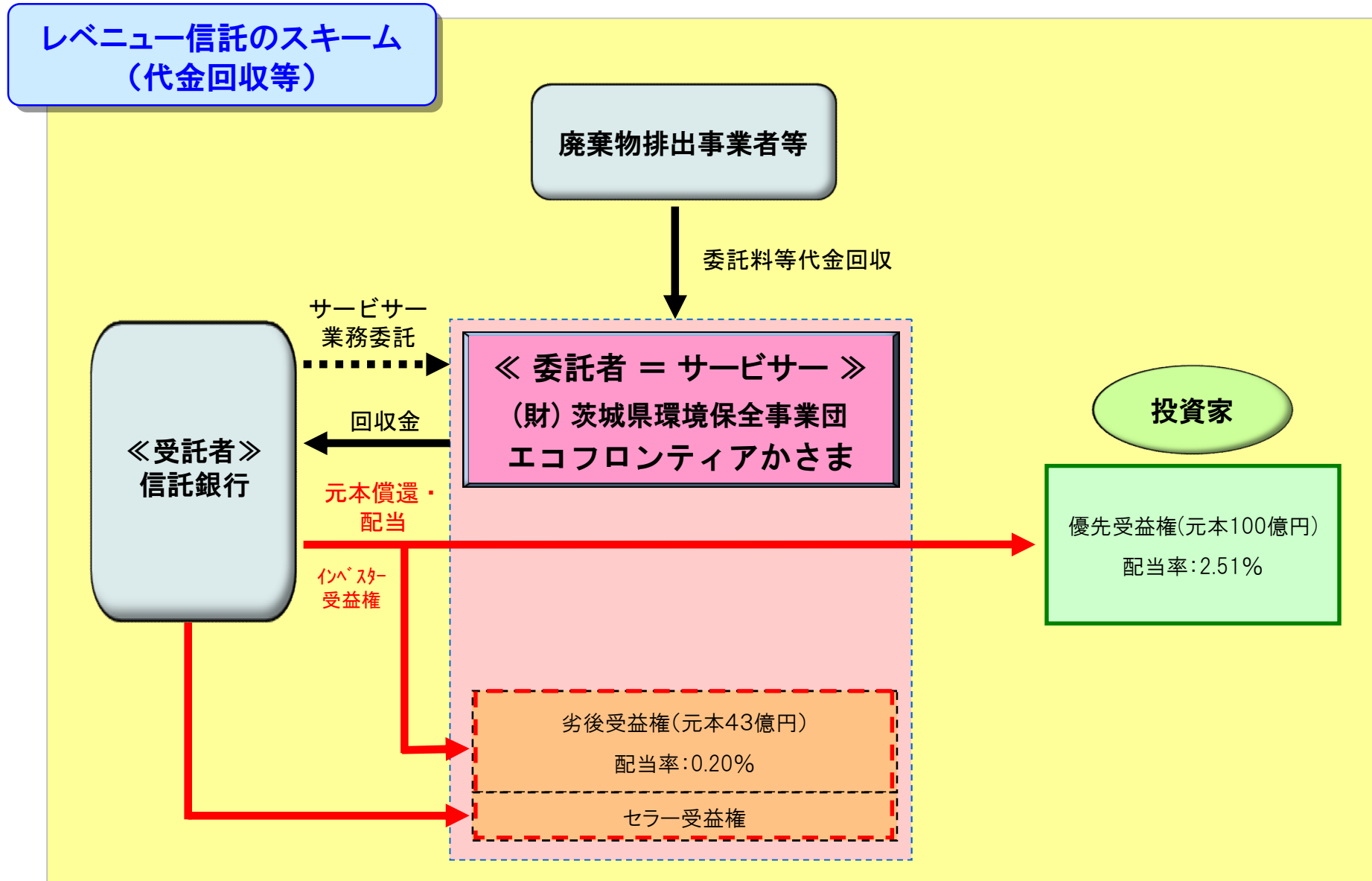
レベニュー信託のスキーム



5. レベニュー信託 ③



5. レベニュー信託 ④



5. レベニュー信託 ⑤



優先受益権

信託対象債権(売上)の回収金から、元本償還および収益配当について、劣後受益権に優先して支払を受けることができる権利。

劣後受益権

信託対象債権(売上)の回収金から、元本償還および収益配当の支払を受けることができる権利が、優先受益権に劣後するもの。(事業団が保有)

セラー受益権

優先受益権、劣後受益権に割り当てられた債権以外のすべての債権に係る回収金を受け取ることができる権利。(事業団が保有)

信託期間

平成23年7月1日～平成57年6月30日 (34年間)

償還期間

コントロールド・アモチゼーション

優先受益権元本総額(100億円) / 予定優先元本償還額(4.16億円/年) = 24年間 毎年売上 22億円

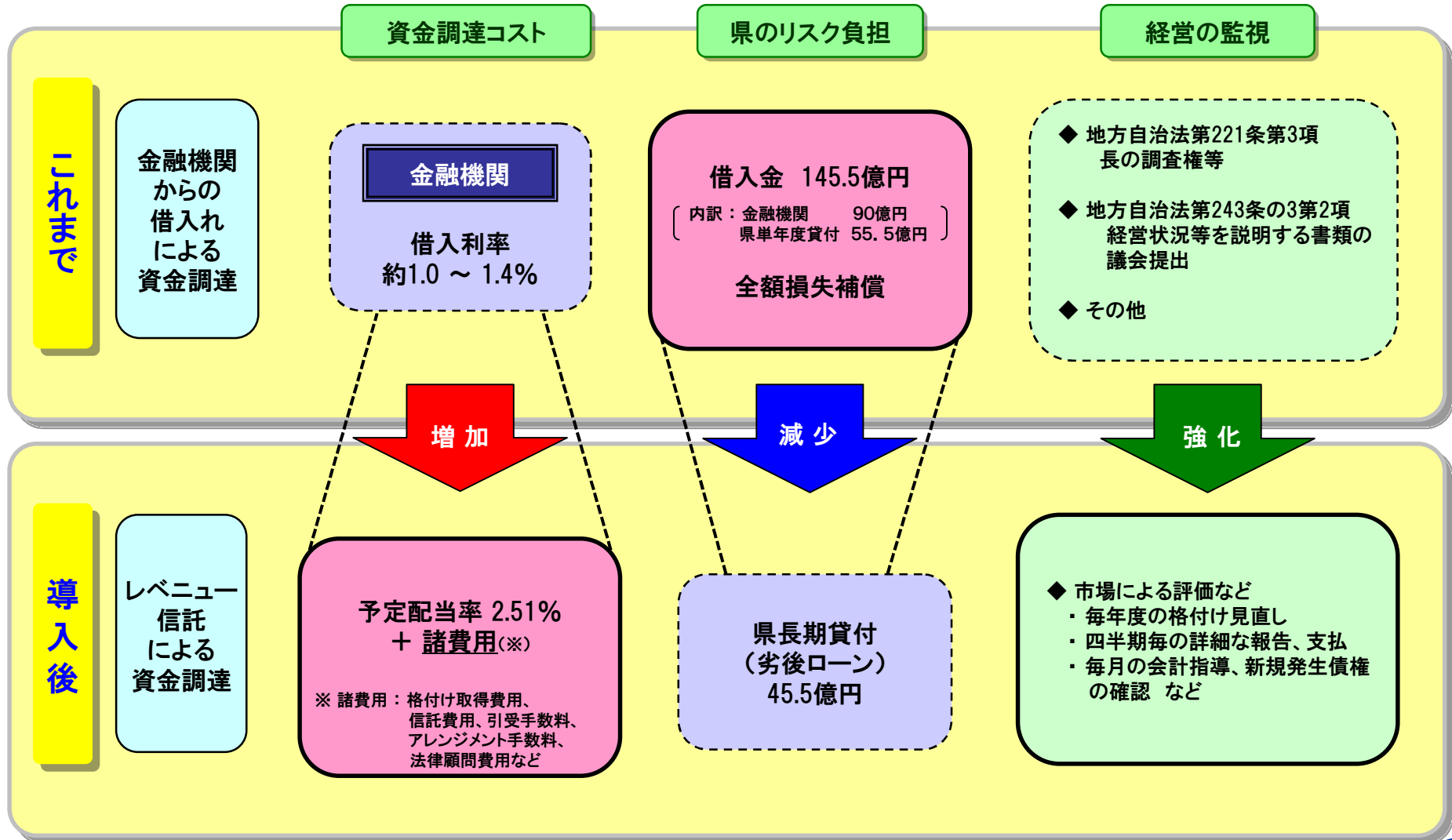
ただし、追加償還事由が生じた場合 … 償還期間の短縮 → 毎年売上約27億円の場合 → 約13年間

減速償還事由が生じた場合 … 償還期間の延長 → 最大34年間

5. レベニュー信託 ⑥



レベニュー信託の効果



5. レベニュー信託 ⑦



レベニュー信託の評価

2011 Japan deal of the year : Best Securitisation

主催:Asia Money (金融専門誌)

DealWatch Awards 2011 : Innovative Debt Deal of the Year

主催:トムソン・ロイター・マーケットズ(株) (金融情報提供会社)

平成24年度先進政策バンク : 優秀政策(行財政改革分野)

主催:全国知事会

東日本大震災の災害廃棄物の広域処理への協力

宮城県の災害がれきの受け入れ

H24.7.19~20 試験焼却

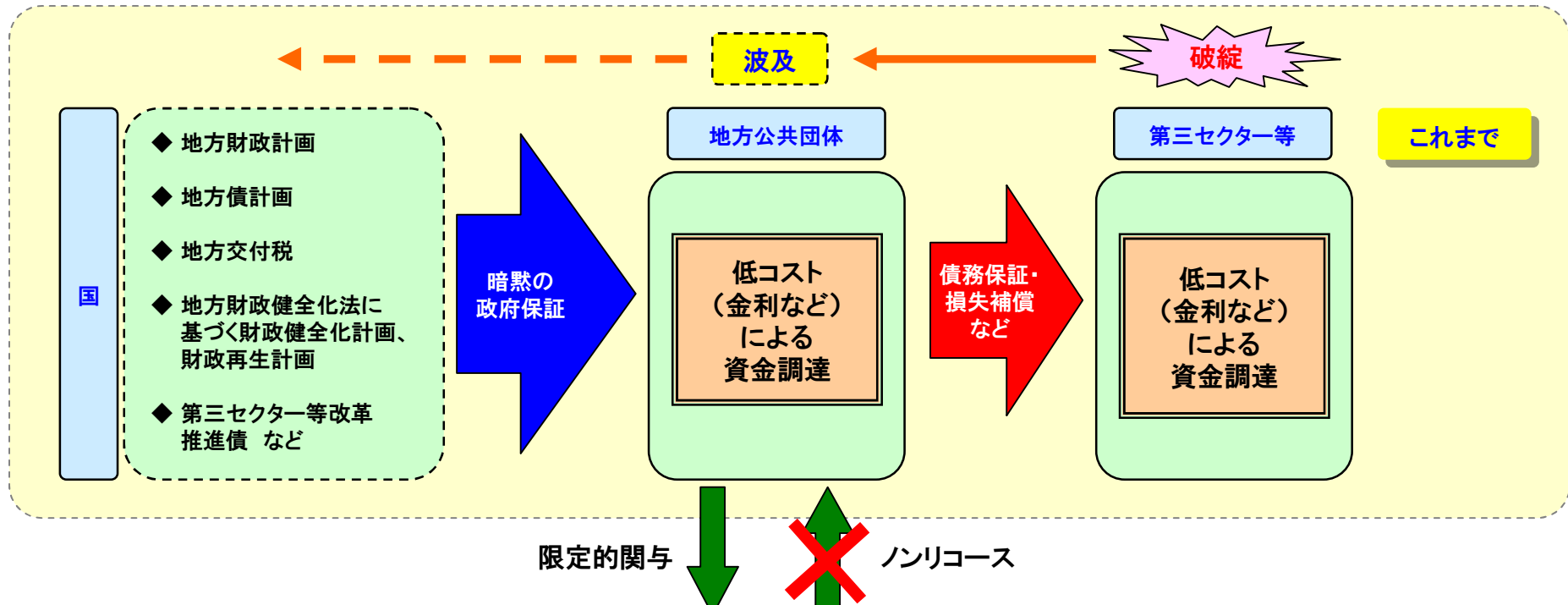
H24.8.30~ 受入開始

計画処理量(~H25末) 可燃物:7,500t 不燃物:30,000t

6. おわりに ①



第三セクター等の資金調達について



<新たな資金調達の課題>

- ◆ 制度などの整備 …… 債券発行枠組み拡大、専門家の育成など
- ◆ 事業の評価の方法 …… 特に、新規事業の評価
- ◆ 公的関与のあり方 …… 公共性・公益性と事業採算性のバランス → 関与の方法(出資、補助、貸付など)と程度
- ◆ コスト …… 債務保証等による調達は低コスト → それに対抗できる水準は？
- ◆ インセンティブ など

今後は、
レベニュー信託
などの新たな
資金調達も

6. おわりに ②



観光施設事業及び宅地造成事業における 財政負担リスクの限定について (H23.12.28 総務省通知)

観光施設事業及び宅地造成事業を新たに行う場合には、

- ◆ 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
- ◆ 事業を実施する法人においては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
- ◆ 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
- ◆ 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助)を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。